

県境部地下水調査関係両県打合せ概要

- 1 日 時 平成 23 年 8 月 24 日（水） 15:00～17:15
- 2 場 所 青森県庁北棟 8 階 B 会議室
- 3 参集者 北海道大学 石井准教授
岩 手 県 中村再生・整備課長、菊池主査、小西主査
青 森 県 村山副参事、西谷総括主幹、対馬総括主幹、宮下主査
- 4 内 容
 - (1) 両県の原状回復対策事業については、これまで、それぞれの実施計画に基づき実施してきたところであるが、岩手県側からの表流水・地下水が青森県側へ流入しないことが両県計画の前提となっている。県境部の表流水・地下水対策は、原状回復対策事業の完了に向けての両県共通の課題であることから、今後、両県共同の実態調査・解析を踏まえた共通認識の基で、県境部の表流水・地下水対策の内容を両県で検討することとした。
 - (2) 県境部の対策検討が必要な範囲は、県境部北部の鋼矢板が無い領域、県境部中央から南側にかけての鋼矢板が設置された領域、及び岩手県 B 地区北部である。特に、県境部北部の鋼矢板が無い領域については、両県とも廃棄物等の掘削が完了したエリアであるが、
 - ①下流側の青森県で 1,4-ジオキサンが地下水質環境基準を超えて検出されていること、
 - ②上流側の地点（岩手県 A 地区）における 1,4-ジオキサンのモニタリングデータがないこと、以上から、県境部北部の 1,4-ジオキサンの汚染状況を把握するためのモニタリング調査の必要性を議論し、岩手県に A 地区におけるモニタリング実施の検討を依頼した。
 - (3) 新たな調査を実施する場合は予算措置等が必要であることから、当面は、岩手県側における廃止井戸の再活用等により、岩手県側及び青森県側双方の地下水質調査を行うとともに、過去のボーリング調査時の地質柱状図を基に、両県のデータを合わせた図面を作成のうえ、専門家の助言を得ながら地下水の実態把握（水質、量、流向）を行うこととした。なお、補完調査が必要な場合の内容及び実施方法等については、別途両県で検討する。
 - (4) 今後、毎月現場で実施している両県打合せの機会等を活用して課題検討を継続していく。

